

日野市公契約条例検討委員会 報 告 書

平成 30 年 1 月

はじめに

日野市公契約条例検討委員会では、日野市が平成 28 年度に「日野市入札・契約等検討委員会」にて整理した検討課題を基に、公契約条例の素案を作成すべく、学識経験者、事業者団体関係者、労働者団体関係者の外部委員 6 名による検討を行ってまいりました。

本書は、当委員会が作成した条例素案や公契約条例制定後に設置する日野市公契約審議会への申し送り事項等について報告書としてまとめたものです。

<目 次>

1. 日野市公契約条例素案	1
2. 日野市公契約審議会への申し送り事項	6
3. パブリックコメントの結果	7
4. 日野市公契約条例検討委員会検討経過	11

【資 料】

日野市公契約条例検討委員会設置要綱	12
日野市公契約条例検討委員会名簿	13

1. 日野市公契約条例素案

＜素案の要点＞

1. 対象となる労働者等

○労働者の定義（第2条）

- ・受注者等に雇用される労働者（正規・非正規問わず）
- ・労働者派遣法に基づく派遣労働者
- ・自らが提供する労務の対価を得る者（ひとり親方）

2. 対象は「工事請負契約」からスタート

○適用範囲（第5条）

「公契約の範囲は、工事又は製造の請負契約（以下、「対象契約」という。）のうち、規則で定めるものとする。」 ※金額設定は規則で明記

3. 市の積算は適正に行なわなければならないことを明記

○市の責務（第3条第2号）

「適正な積算による予定価格と、契約の規模、履行の難易等を踏まえた適切な履行期間の設定」

4. 賃金の下限額を設定

○労働報酬下限額（第7条）

「対象契約に適用する労働報酬下限額を定めるものとする。」

5. 条例の実効性確保

○台帳の作成及び報告（第8条）～ 公表（第16条）

条例で定められたことが適切に行われるよう、賃金台帳の作成・報告、労働者等への周知、調査・是正措置等の実施

6. 附属機関での審議内容

○公契約審議会（第17条）

- ・条例の運用、施行状況や改正に関すること、
- ・労働報酬下限額

7. 施行は平成30年10月1日

○付則第1項

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

日野市公契約条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、日野市（以下「市」という。）及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係をもとに締結する公契約において果たすべき責務を定め、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保、事業者の経営環境の維持改善並びに公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済の活性化と市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年日野市条例第20号）第7条の規定により締結する協定をいう。

（2）受注者 市と公契約を締結する者をいう。

（3）受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき受注者又はアに規定する者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

（4）労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者

ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

（5）賃金等 公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号ウに該当する者がその請負の契約により得る収入

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に関して以下の各号に規定する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

（1）地域経済の活性化のために市内事業者が積極的に競争に参加できる仕組み作り

（2）適正な積算による予定価格と、契約の規模、履行の難易等を踏まえた適切な履行期間の設定

（3）公契約の発注に際し、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に留意するよう、契約の相手方となる者に対して行う要請

(受注者の責務)

第4条 受注者は、公契約を締結するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例が適用される公契約の範囲は、工事又は製造の請負契約（以下、「対象契約」という。）のうち、規則で定めるものとする。

(労働者等の賃金等)

第6条 対象契約の受注者及び受注関係者は、労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する者を除く。）に対し、市長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

(労働報酬下限額)

第7条 市長は、最低賃金法に定める賃金のほか、公共工事設計労務単価、建築保全業務労務単価、市に勤務する臨時職員の賃金単価等を勘案して、対象契約に適用する労働報酬下限額を定めるものとする。

2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第17条の日野市公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示する。

(台帳の作成及び報告)

第8条 受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等を支払われるべき日その他規則で定める事項を記載した台帳を作成し、作業所等に備え、その記載事項について、市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

(労働者等への周知)

第9条 受注者は、次に掲げる事項を対象契約に係る業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

(1) この条例の適用を受ける労働者等の範囲

(2) 市長が定める労働報酬下限額

(3) 次条の規定による申出をする場合の申出先

(労働者等の申出)

第10条 労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、市長又は受注者若しくは受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 受注者及び受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、前条の規定により申し出た労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(受注者の連帯責任)

第 12 条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

(報告及び立入調査)

第 13 条 市長は、第 10 条の規定による申出があったとき又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者に対して報告を求め、又は市の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(是正措置等)

第 14 条 市長は、前条の報告及び調査の結果、受注者及び受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるものとし、市長は、当該措置について、市長が定める期日までに、報告を求めることができる。

(契約解除)

第 15 条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象契約を解除することができる。

(1) 第 13 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第 1 項の規定による命令に従わないとき。

(3) 前条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定による対象契約の解除により市に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

(公表)

第 16 条 市長は、前条の規定により対象契約の解除をしたとき又は対象契約の終了後に受注者がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、その旨を公表することができる。

2 公表する事項及び方法は、規則で定める。

(公契約審議会)

第 17 条 公契約における労働環境の確保等に関し必要と認める事項について審議するため、市長の附属機関として日野市公契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に基づき審議する。

(1) この条例の運用及び施行状況に関すること。

(2) この条例の改正に関すること。

(3) 労働報酬下限額

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例に関し必要な事項

3 審議会は 6 人以内の委員で構成し、事業者団体関係者、労働者団体関係者及び学識経

験者の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市内事業者の活用)

第18条 受注者は、受注関係者の選定にあたっては、地域経済の活性化のため、できる限り市内事業者を活用するよう配慮しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この条例は、平成30年10月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。ただし、第7条、第17条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第5条、第6条及び第8条から第15条までの規定は、施行日以後に公告、公募又は通知する対象契約について適用する。

2. 日野市公契約審議会への申し送り事項

1. 委託業務等への早期拡大について

委託業務や指定管理者制度を公契約条例の対象とすることにより、条例の効果が及ぶ範囲が広がることから、条例制定後は対象範囲の拡大について十分な審議を行うとともに、できるだけ早い時期に委託業務や指定管理者制度への適用を実現すること。

2. 適用範囲について

適用範囲は「工事又は製造の請負契約」とし、規則において設計金額の範囲を示すこととしている。検討委員会の中では、その範囲を予定価格1億円以上とすることで確認していることを踏まえ、金額設定について審議を行うこと。

3. 労働報酬下限額を設定する際の対象となる労働者の範囲について

工事請負では、従事する労働者について熟練工と未熟練工が存在する。その実態にあわせて、以下の点に留意して審議を行うこと。

- (1) 労働報酬下限額の設定方法について（区分設定の有無）
- (2) 熟練工と未熟練工の判断をする者について
- (3) 未熟練工の使用割合と審査について

4. 施行状況の審議内容について

適正な積算のあり方について、審議事項とすること。

3. パブリックコメントの結果

「日野市公契約条例」の制定にあたり、広く市民の皆さまの意見をお聞きし、より良い条例とすべく、条例の素案についてパブリックコメントを実施しました。その結果について、以下に報告します。

1. 実施期間

平成29年12月1日～12月10日

2. 周知方法

- (1) 市の広報紙である「広報ひの」の平成29年12月1日号に掲載しました。
- (2) 市のWEBページに平成29年12月1日から掲載しました。

3. 素案の縦覧方法

- (1) 市のWEBページに、平成29年12月1日から電子データを掲示しました。
- (2) 総務課窓口、七生支所、市内各図書館に閲覧用を設置しました。

4. 意見の表明方法

- (1) ファックス
- (2) 郵送
- (3) 電子メール
- (4) 総務課窓口

5. 意見の件数等

- (1) ファックス 3名
- (2) 郵送 13名
- (3) 電子メール 5名
- (4) 総務課窓口 0名
- 合計 21名
- ご意見数 31件

6. ご意見と市の考え方

次のとおり

7. 所管部署

日野市総務部総務課

日野市公契約条例素案に対して提出いただいた意見と意見に対する市の考え方

【 条例全般に関すること 】 19件

No	意見の内容(要旨)	件数	市の考え方
1	日野市公契約条例の制定に賛成します。	1	条例の目的である公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保及び事業者の経営環境の維持改善や、公共工事及び公共サービスの質の向上に努め、地域経済の活性化と市民の福祉の向上に寄与できるよう取り組んでまいります。
2	是非、来年度4月1日からスタートさせてください。	1	平成30年4月の条例制定を目指しています。条例制定に伴い設置する予定の公契約審議会において、労働報酬下限額の金額や運用方法について審議する期間、施行に向けた準備期間及び条例の周知を行う期間として6か月を想定しています。そのため、条例施行は平成30年10月を予定しています。
3	公的な仕事をする労働者の生活が保障されることは、仕事の質の向上に繋がるため、市民生活にとって公契約条例制定は大切です。	17	公契約条例を制定することにより、条例が適用される契約において一定の労働報酬下限額を設定することになります。一定の賃金が保証されることにより、その仕事に従事する労働者の意欲を高め、ダンピング受注を排除するとともに、適正な労働条件を確保している事業者が受注できるような環境を整えていきます。

【 定義に関すること 】 1件

No	意見の内容(要旨)	件数	市の考え方
1	「定義」について (5)において労務の対価についての明確な記載が必要と考えます。 『前号ウに該当する者が当該請負契約により得る収入』など、条文に明記してください。	1	条例素案への記載漏れであることが判明いたしました。第2条第5号イの後に、いわゆる一人親方における労働の対価について定めた次の一文を明記します。 →「ウ 前号ウに該当する者がその請負の契約により得る収入」

【 適用範囲に関すること 】 7件

No	意見の内容(要旨)	件数	市の考え方
1	当初は事務作業量などの点から対象範囲を限定する事についても理解しますが、業務委託契約等の他の契約種別への拡大については市民生活に直結する内容であり、他の自治体においてもゴミ収集や清掃業務などで諸問題が発生していることから、早期に対象とするように検討を進めることを望みます。	6	条例適用範囲の委託業務への拡大については、条例制定後に設置予定の公契約審議会の意見を聞いたうえで、できる限り早い時期での適用を目指してまいります。
2	工事の対象金額は1億円以上だそうですが、3千万円ぐらいから適用した方が対象の契約が広がり、公共サービスの質の向上、地域経済活性化に一層つながると思います。	1	対象金額の設定は規則で定めることとしておりますが、検討委員会では工事の対象金額を1億円以上で設定することを確認しております。 直近の市発注の工事实績によりますと、1億円以上の工事案件が占める金額割合が50%前後で推移していることから、対象金額を1億円以上とした場合には、市発注の工事に従事する労働者の約半数の者に公契約条例が適用されるものと推測できます。 公契約条例を円滑にスタートするため、事業者や市の適正な事務量を勘案しながらも、労働者の半数程度には条例が適用されることが必要であると判断し、1億円以上の設定で始めたいと考えております。

【 公契約審議会に関すること 】 2件

No	意見の内容(要旨)	件数	市の考え方
1	公契約審議会を通じて条例の周知と適切な運用に向けた取り組みの実施を期待します。	1	条例制定後に公契約審議会を設置し、労働報酬下限額のほか、条例の運用状況をはじめとした条例に係る様々な事項についても審議する予定です。
2	公契約審議会の運営、経緯について、市民が理解できるように情報公開をしくみとして入れることを願います。 適正工事が適正価格で品質の高い工事が行えるようになるには、受注～工事完了まで見える化をとり入れたらどうでしょうか。	1	公契約審議会については原則公開とし、その中で、工事案件についても経過報告等を行っていく予定です。

【 その他 】 2件

No	意見の内容(要旨)	件数	市の考え方
1	市の役所の方の工事現場の見回りですが、必要だと思いますが、何回もやりますと、そのつど工事がストップするので、まとめて2・3回にしていきたいものです。	1	関係法令や契約約款に定められた市の責務を果たすために必要とされる現場確認は、引き続き行っていく考えであります。
2	市の責務として掲げた「市内事業者が積極的に参加できる仕組み作りに努めなければならない」について期待したい。具体的なしくみづくりはオープンにしてほしい。	1	これまでも市内事業者優先の原則に従い入札等の契約事務を執行しているところですが、今後も、市内事業者の皆様のより積極的な競争参加について、様々なご意見を伺いながら取り組んでまいります。

4. 日野市公契約条例検討委員会検討経過

●第1回（平成29年7月26日）

- ・ 委員会の設置目的について
- ・ 公契約条例について
- ・ 日野市における公共工事及び業務委託の発注状況について
- ・ 公契約条例に係る市のこれまでの取り組みなどについて
- ・ 公契約条例の構築に係る検討事項について

●第2回（平成29年9月5日）

- ・ 工事請負契約における社会保険料について
- ・ 多摩市公契約条例について
- ・ 日野市公契約条例等の骨子（案）について

●第3回（平成29年10月12日）

- ・ 公契約条例制定自治体状況調べ
（熟練工と未熟練工、工事の対象業種）
- ・ 低入札委託案件について
- ・ 日野市公契約条例等の骨子（案）について

●公契約条例講演会（平成29年10月31日）

- ・ 「公契約条例の意義と公共サービスの改善」
法政大学大学院 公共政策研究科教授 武藤 博己
- ・ 委員会中間報告(委員長より)

●第4回（平成29年11月8日）

- ・ 適用範囲を広げた自治体
- ・ 目黒区公契約条例検討状況について
- ・ 日野市公契約条例等の素案について
- ・ パブリックコメントについて

●パブリックコメントの実施（平成29年12月1日～10日）

●第5回（平成29年12月13日）

- ・ パブリックコメントの結果について
- ・ 日野市公契約条例の素案について
- ・ 公契約審議会への申し送りについて

【資 料】

日野市公契約条例検討委員会設置要綱

平成 29 年 7 月 13 日制定

(設置)

第 1 条 公平、公正で透明性の高い契約を通じて地域経済の活性化と労働者の適正な労働条件が確保されることを目的とした日野市公契約条例（以下「条例」という。）の制定に当たり、公契約制度に精通した学識をもつ者や公契約の当事者により本市の実情に即した条例のあり方について検討を行うため、日野市公契約条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長へ報告する。

- (1) 条例の素案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体関係者
- (3) 労働者団体関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の規定による市長への報告を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

ろによる。

- 4 委員長は、委員会において必要があると認めたときは、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼金)

第7条 委員が委員会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。

(会議の公開と会議録の作成)

第8条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会の議決により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

日野市公契約条例検討委員会名簿

	区分	所 属	氏 名
委員長	学 識 経 験 者	明星大学理工学部教授	西浦 定継
副委員長	学 識 経 験 者	弁護士法人ENISHI代表	永淵 慎
委 員	事業者団体関係者	日野市商工会建設業部会部会長	小野 進一
委 員	事業者団体関係者	日野市商工会建設業部会副部会長	佐藤 博司
委 員	労働者団体関係者	全建総連東京都連日野地区協議会	三角 幸太郎
委 員	労働者団体関係者	連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会	伊羅胡 和哉